

ピクテ・ファンド・フラッシュ

2012年1月27日

ピクテ新興国インカム株式ファンド (毎月決算型)



新興インの基準価額の要因分析 為替はマイナスだが、株価は上昇基調

■新興国の株価はリーマン・ショック後上昇基調

ピクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型)の基準価額を、株式要因および為替要因に分けてその推移を見てみると、設定来(2008年1月31日)以降、為替要因は円高の進行によってマイナス寄与が続いています。その一方、株式要因の推移を見ると、2011年はソブリン・リスク問題などを背景に、リスク回避の動きが見られたことから低調となったものの、リーマン・ショック後につけた底値以来、上昇基調にあります(図表1、2参照)。

■高い成長力を背景に今後も株価上昇が期待

今後も新興国は先進国を上回る高い経済成長が見込まれており、新興国の企業はこの恩恵を大いに享受するものと期待され、株価にも反映されていくものと予想されます。

■新興国通貨も上昇(円安)に転じる?

また、為替相場は中長期的には、その国の経済力を反映して形成されるものと考えられます。2002年9月以降、新興国の経済成長力が顕著となりはじめてきたことなどを背景に、新興国通貨は上昇基調に転じました(図表3参照)。

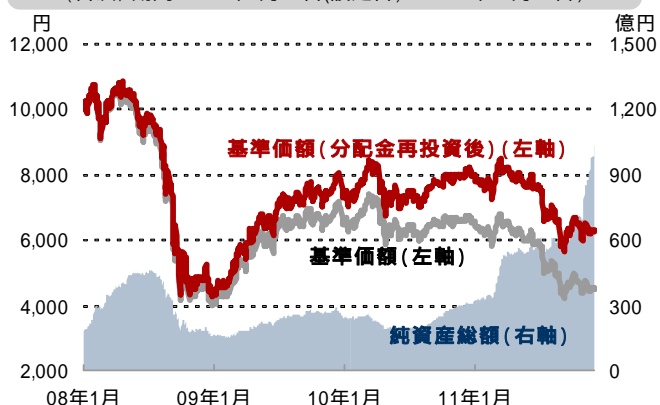
その後、リーマン・ショックや欧州債務危機等を受けて、下落したものの、中長期的には高い経済成長が見込まれる新興国通貨が上昇(円安)していくことも期待されます。

図表3の新興国通貨：MSCIエマージング・マーケット・インデックス構成21ヵ国(2010年12月末現在)の対米ドル為替レート騰落率に名目GDP加重平均値(一部IMF予想値含む)を乗じて計算
なお、図3を対円表示としていない理由は、日本円が実際の国力以外の要因で変動した局面が多いため、基軸通貨である対ドルでの表示としました。

上記は過去の実績であり、**将来の当ファンドの運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。**

図表1: 設定来からの基準価額の推移

(日次、期間: 2008年1月31日(設定日) ~ 2011年12月30日)



基準価額は、実質的な信託報酬率(概算値: 最大年率1.9575%(税込)程度)等控除後。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

図表2: 基準価額の要因別推移

(日次、期間: 2008年1月31日(設定日) ~ 2011年12月30日)

2008年1月31日 = 10,000として指数化



図表2の株式、為替要因は基準価額の変動のうちそれぞれ株価の変動(為替の影響を除く)、為替の変動を示したものです。

図表3: 新興国通貨 / 米ドル為替レート推移

(月次、期間: 1993年12月 ~ 2011年12月)

逆軸、1993年12月末 = 100として指数化



出所: IMF World Economics Outlook Database September 2011
ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

ファンドの特色

<詳細は投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

1 主に新興国の高配当利回りの株式に投資します

主に新興国の企業が発行する高配当利回りの株式に投資します。
企業利益の一部を株主に還元する「配当」、さらに配当を増額する「増配」は、一般的に企業業績が順調で利益が成長していることなどを背景に行われます。

2 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します

幅広い投資対象から、魅力的な高配当利回り銘柄に絞り込み投資を行います。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
毎年2月、5月、8月および11月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハイインカム株式ファンド(当資料において「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります)

ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットJPY(2011年12月31日付で「ピクテ-JPYリクイディティ」より名称が変更されました。なお、当資料において「ショートタームMMF JPY」という場合があります)

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

MSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。

したがって、投資者の皆様のご投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク (価格変動リスク、信用リスク)	<p>ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。</p> <p>株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。</p>
為替変動リスク	<p>ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。</p> <p>円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。</p>
カントリーリスク	<p>ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。</p> <p>実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。</p>

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はできません。 また、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	平成20年1月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	3.15%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 上記は1口当たりの購入時手数料です。購入時手数料の総額は、これに購入口数を乗じて得た額となります。						
信託財産留保額	換金時に換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が控除されます。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年1.2075%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。 [運用管理費用(信託報酬)の配分]						
	<table border="1"> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> <tr> <td>年率0.3675%(税抜0.35%)</td> <td>年率0.7875%(税抜0.75%)</td> <td>年率0.0525%(税抜0.05%)</td> </tr> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.3675%(税抜0.35%)	年率0.7875%(税抜0.75%)	年率0.0525%(税抜0.05%)
委託会社	販売会社	受託会社					
年率0.3675%(税抜0.35%)	年率0.7875%(税抜0.75%)	年率0.0525%(税抜0.05%)					
投資対象とする投資信託証券	<table border="1"> <tr> <td>新興国ハイインカム株式ファンド</td> <td>純資産総額の年率0.75%</td> </tr> <tr> <td>ショートタームMMF JPY(注)</td> <td>純資産総額の年率0.30%(上限)</td> </tr> </table> <p>(注) 2011年12月31日付で「ビクテ-JPYリクイディティ」より名称が変更されました。 上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。</p>	新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%	ショートタームMMF JPY(注)	純資産総額の年率0.30%(上限)		
新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%						
ショートタームMMF JPY(注)	純資産総額の年率0.30%(上限)						
実質的な負担	最大年率1.9575%(税抜1.9%)程度 この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。						
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.0525%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

税金は表に記載の時期に適用されます。


以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

上記は、平成23年8月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドに関する お問い合わせ先	ビクテ投信投資顧問株式会社 【電話番号】0120-56-1805 受付時間:営業日の午前9時～午後5時 【ホームページ】http://www.pictet.co.jp 【携帯サイト(基準価額)】	
---------------------	--	---

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社 ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 / 加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

受託会社 住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)
 (関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、「三井住友信託銀行株式会社」に商号を変更する予定です。)

<再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社>

販売会社 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行う者)

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	社団法人日本証券投資顧問業協会	社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号		
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号		
コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号		
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号		
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号		
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号		
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号		
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号		
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号		
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第2号		
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号		
住友信託銀行株式会社	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第5号		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号		
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号		
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号		
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号		
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号		
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号		
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号		
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号		
株式会社山形銀行 (インターネットのみ)	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号		

当資料をご利用にあたっての注意事項等

当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。当資料に示された意見等は、作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更されることがあります。投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。